令和５年度税制改正のポイント解説

４月最終版 追加部分

大倉佳子税理士事務所
税理士　大倉　佳子

資産税
減 税

先端設備導入による固定資産税特例の創設①

償却資産に係る固定資産税について、生産性の向上や賃上げの促進を図ることを目的とした2年間の特例措置が創設される。

	旧制度	新制度	
対象者	先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等		
取得時期	令和5年3月31日までの間⇒適用期限をもって終了	令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間	
適用要件	工業会の証明書	年平均の投資利益率が5%以上の投資計画に記載された設備に限定 ※認定経営革新等支援機関の確認	
対象設備	○機械装置:160万円以上 ○器具備品:30万円以上	○測定工具・検査工具:30万円以上 ○建物附属設備:60万円以上※ ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く。	
	○構築物:120万円以上 ○事業用家屋:一定のもの	対象外	
減免割合	3年間:最大100% ※負担は基本ゼロ	原 則	3年間:1／2
		賃上げ表明要件を満たす場合	4年間または5年間:2／3 ※負担は1/3に

※賃上げ表明要件:賃金の増加割合を1.5%以上とすることを計画に位置づけ、労働者に賃上げを表明したことの証明書を計画に添付し、市町村の認定を受ける。

《 実務上のポイント 》
旧制度は中小企業経営強化税制のA類型と同様に工業会の証明書が必要だったが、新制度は投資利益率要件となり、「B類型」に近い制度となっている。

資産税
減 税

先端設備導入による固定資産税特例の創設②

＜手続の流れ（1）投資利益率の確認と計画申請＞

認定経営革新等支援機関へ確認を依頼（①・②）

認定経営革新等支援機関から確認書を取得（③・④）

市区町村に計画の申請⇒認定（⑤・⑥）

設備の取得（⑦）

所在する市町村へ税務申告（⑧）

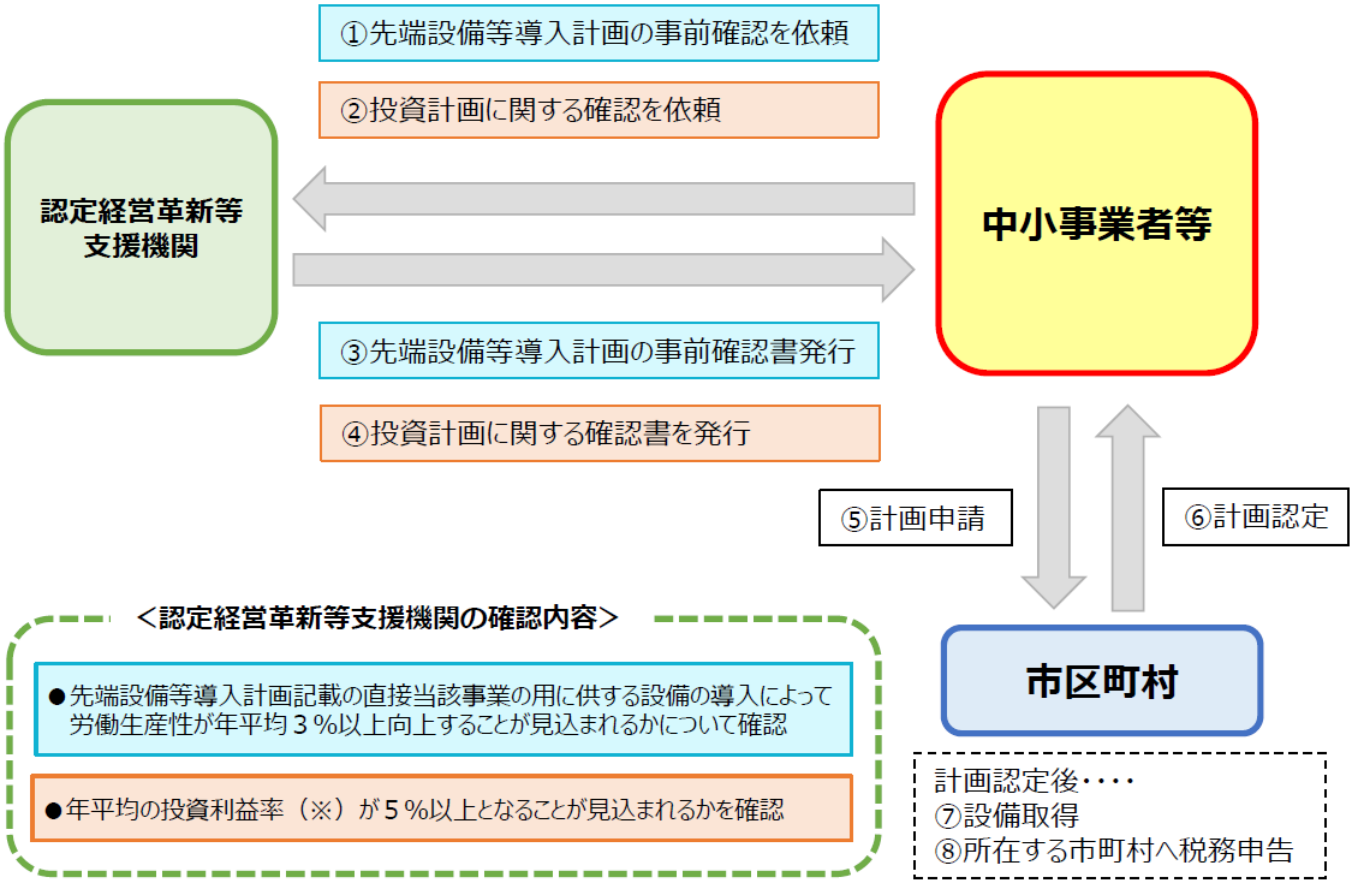

【出典】中小企業庁「先端設備等導入計画策定の手引き（令和5年度税制改正後）」

資産税
減 税

先端設備導入による固定資産税特例の創設③

＜手続の流れ（2）賃上げ方針の表明もする場合＞

認定経営革新等支援機関へ確認を依頼（前頁①･②）

賃上げ方針を策定し、従業員に表明（右図①）

認定経営革新等支援機関から確認書を取得（前頁③･④）

表明したことを証する書面を申請書に添付（右図②）

市区町村に計画の申請
⇒認定（前頁⑤･⑥,右図②･③）

設備の取得（前頁⑦）

所在する市町村へ税務申告（前頁⑧）

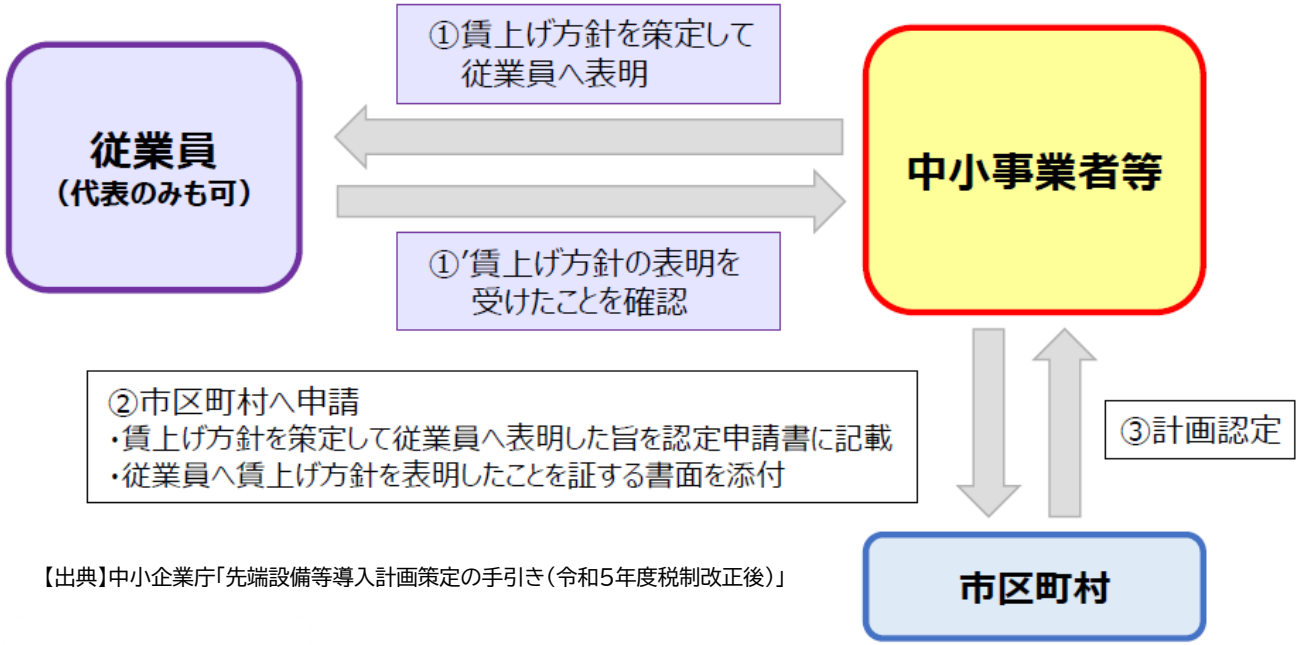

【出典】中小企業庁「先端設備等導入計画策定の手引き（令和5年度税制改正後）」

資産税
減 税

先端設備導入による固定資産税特例の創設④

【留意点】設備の取得時期

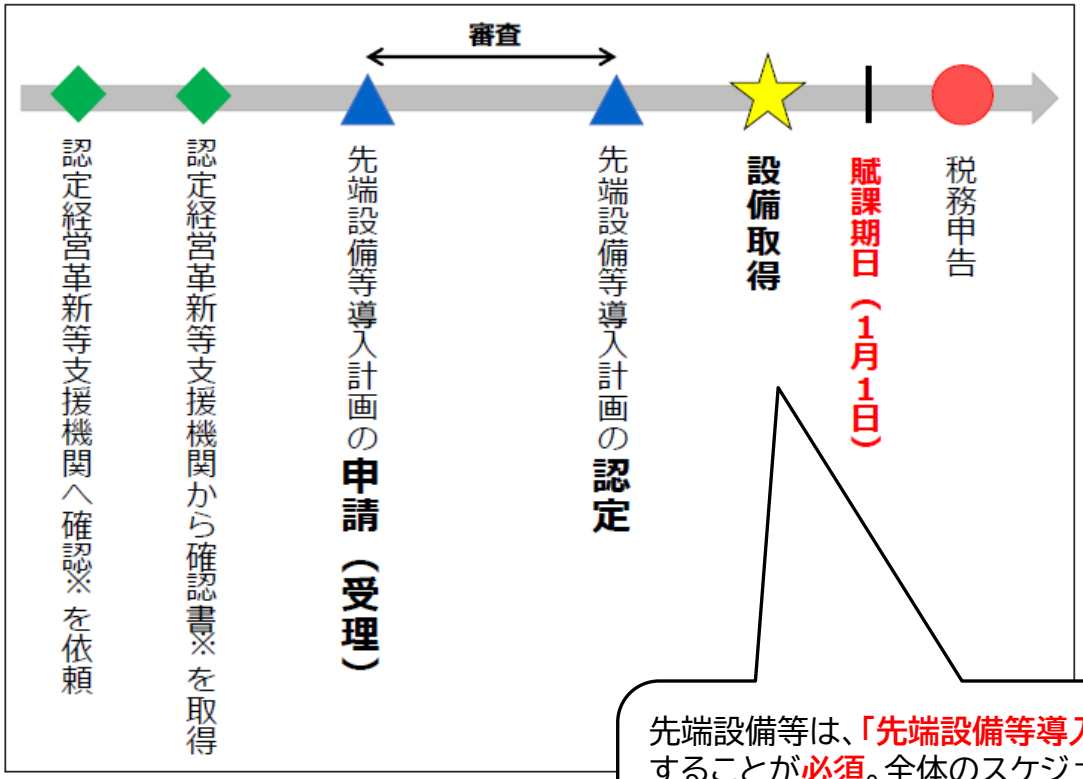

先端設備等は、「先端設備等導入計画」の認定後に取得することが必須。全体のスケジュール管理に注意。

中小企業経営強化税制の「経営力向上計画」のように、設備取得後に計画申請を認める特例はない点に注意。

【出典】中小企業庁「先端設備等導入計画策定の手引き（令和5年度税制改正後）」

資産税
減 税

先端設備導入による固定資産税特例の創設⑤

＜中小企業経営強化税制･中小企業投資促進税制との関係＞

設備の種類（価額要件）		ソフトウェア（70万円以上）	機械装置（160万円以上）	器具備品・工具（30万円以上）	建物附属設備（60万円以上）
支援措置	国税	【中小企業経営強化税制】 ⇒延長（2年） 即時償却又は税額控除10%（※7%） 生産性向上設備（A類型） 生産性が年平均１%以上向上 収益力強化設備（B類型） 投資利益率５%以上のパッケージ投資 デジタル化設備（C類型） 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 経営資源集約化設備（D類型） 修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備			
		【中小企業投資促進税制】 ⇒延長（2年） 30%特別償却又は税額控除7% ※ 30%特別償却のみ適用			
	地方税		【生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に関する固定資産税の特例措置】⇒新設 計画中に賃上げ表明に関する記載なし：３年間、課税標準を１／２に軽減 計画中に賃上げ表明に関する記載あり：4又は5年間、課税標準を１／３に軽減		

※ を付した部分は、資本金3,000万円超1億円以下の法人の場合

【出典】経済産業省「令和5年度（2023年度）経済産業関係 税制改正について」

法人税
減 税

中小企業経営強化税制・投資促進税制の見直し①

中小企業経営強化税制と中小企業投資促進税制の一部が見直され、適用期限が令和7年3月31日まで2年延長される。※個人事業者も同様

制 度	中小企業経営強化税制	中小企業投資促進税制
対象設備	○建物附属設備(60万円以上) ○機械装置(160万円以上) ○工具(30万円以上) ○器具備品(30万円以上) ○ソフトウェア(70万円以上)	○機械装置(1台160万円以上) ○測定工具・検査工具 (1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上) ○一定のソフトウェア(1つ70万円以上、複数合計70万円以上) ○普通貨物自動車(車両総重量3.5トン以上) ○内航船舶(取得価格の75%が対象)
確認要件	工業会等または経済産業局の確認 ※認定経営革新等支援機関のサポート	—
税制措置	即時償却または7%税額控除 ※資本金3,000万円以下:10%税額控除と選択	30%特別償却 ※資本金3,000万円以下:7%税額控除と選択

＜改正の内容＞
対象設備からコインランドリー業(主要な事業であるものを除く。)の用に供する資産で、その管理のおおむね全部を他の者に委託するもの※が除外
※中小企業経営強化税制は暗号資産マイニング業も同様のものを除外

《 実務上のポイント 》
・令和4年度税制改正の「足場節税」や「ドローン節税」の規制に続き、今回は節税のため副業的に行われていた、いわゆる「コインランドリー節税」や「マイニング節税」が規制された。

法人税
減 税

中小企業経営強化税制・投資促進税制の見直し②

＜除外されるコインランドリー業等の範囲＞

コインランドリー業や暗号資産マイニング業を主要な事業[①]として行うもの	左記以外（主要な事業[①]に該当しないもの）	
	右記以外	その管理のおおむね全部を他の者に委託するもの[②]
対 象	対 象	対象外

質 問	回 答
①「主要な事業」にはどのようなものが該当するのか。	継続的に自社の経営資源を活用し、現在行っている事業または今後行う予定の事業や、これらの事業に付随して行う事業が該当します。 （例） ・自社の役員や従業員の多くが携わっている事業 ・既存事業に加えて新規事業として自社の土地や建物を活用して行う事業 ・ある主要な事業を行う事業者がその利用者に向けたサービス提供のために行う事業 ※主要な事業は、一事業者に一つの事業に限られず、複数の事業が該当することもあります。 ※「経営資源」とは、事業の用に供される不動産、事業に関する従業者の有する技能または知識（租税に関するものを除く）その他これらに準ずるものをいいます。
②「その管理のおおむね全部を他の者に委託するもの」には、どのようなものが該当するのか。	事業の全体管理を含め、その事業の実施のための業務の全部を他の者に委託するものについては該当します。事業の全体管理や事業に係る業務の全部または一部を事業主、役員または従業員が実施している場合には該当しないと考えられますが、個別の管理の状況によっては該当する場合もあります。

【出典】中小企業庁「中小企業経営強化税制 Q&A集（ABCD類型共通）」

法人税
減 税

特定事業用資産の買換え特例の見直し①

特定事業用資産の買換え特例について、次の見直しが行われた上で3年延長される。
(1)「長期保有(10年超)の土地・建物等から国内の土地・建物等への買換え(4号買換え)」について、
「本社」を移転する場合の圧縮率をメリハリをつけて見直し
(2)「既成市街地等の内から外への買換え(1号買換え)」を適用対象から除外

＜(1)の買換え特例のイメージ＞

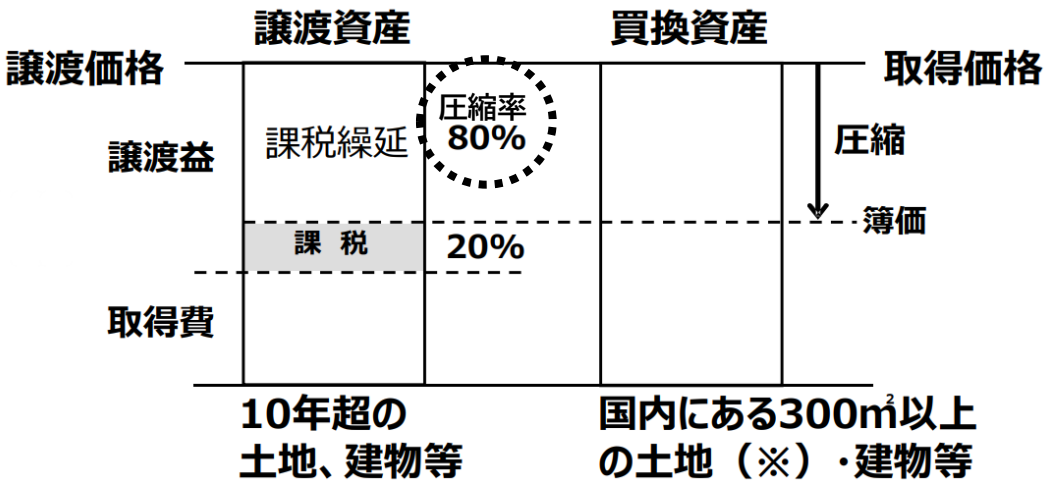

※ 資材置場等は除く。

【出典】国土交通省「令和5年度国土交通省税制改正概要」をもとに作成

＜(1)の圧縮率＞

区 分	その他 ※改正なし	本社の移転	
		改正前	改正後
東京23区⇒外	80%		90%
原 則			80%
外⇒三大都市圏等	75%		75%
外⇒東京23区	70%		60%

※「外」:三大都市圏等以外の地域

本社の東京一極集中を防ぐ改正に

法人税
減 税

特定事業用資産の買換え特例の見直し②

（3） 適用要件に、次の事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出することを追加
・買換え特例の適用を受ける旨
・適用を受けようとする措置の別
・取得予定資産または譲渡予定資産の種類等

提出期限：「譲渡資産を譲渡した日」または「買換資産を取得した日」のいずれか早い日の属する3月期間（その事業年度をその開始の日から3月ごとに区分した各期間）の末日の翌日以後2月以内
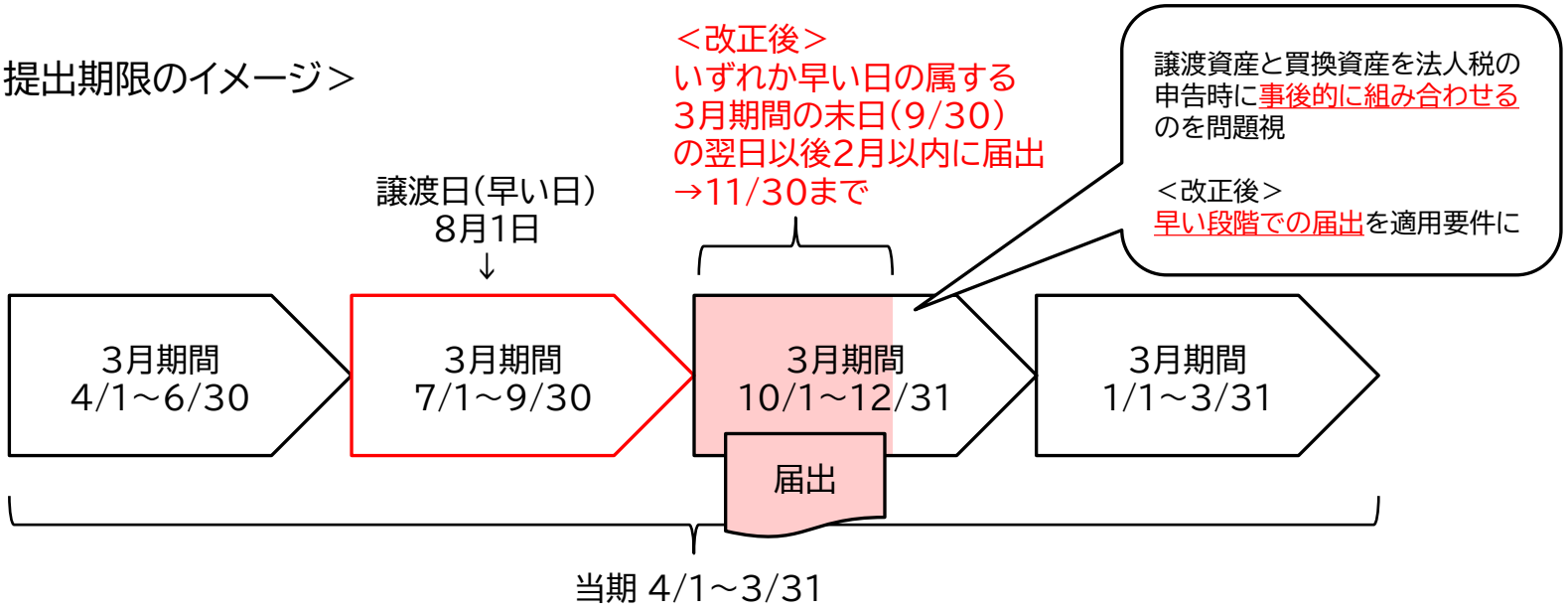
＜提出期限のイメージ＞